

特定間伐等促進計画

北海道夕張郡栗山町

平成25年11月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8カ年間で1,350ha（年平均168.75ha）の間伐をおこなうことを、目標とする。また、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1）国土地理院 1/50000 地勢図相当又は 1/5000 森林基本図の図面に図示する。

注2）特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけでなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐
- (2) 造林
- (3) その他間伐及び造林に関する事項
- (4) 作業路網
- (5) その他施設

別紙のとおり

(6) 事業実施箇所

（国土地理院 1/50000 地勢図相当の図面又は 1/5000 森林基本図に図示）

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示（緑で囲む）した上で
- ・ 事業実施箇所を図示（間伐・・・茶色、造林・・・赤色、作業路網等・・・青色など）
- ・ 対図番号又は林小班名を表示（注：困難な場合は省略可）

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本町では、5 h a 以下の小規模な森林所有者は440名で、森林所有者の8割を占めており、計画的かつ効率的な森林施業を進める障害となっている。

このため、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域の関係者が連携・協力する体制を構築するとともに、森林経営計画を作成し森林施業の推進に努めるとともに、団地的に介在する小規模森林所有者については、栗山町森林組合への長期受託契約の締結を促進し、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施するなど集約化の推進に努める。

また、不在村森林所有者の森林施業の集約化を図るため、森林施業プランナーやフォレスター等と連携し、ダイレクトメール等を利用して森林機能と森林管理等の重要性を説明し、林業経営への参画を図り効率的な森林施業を推進するため提案型集約化施業の推進に努める。

さらに森林施業の共同化を図るため、地域の関係者と連携して森林施業の共同実施に関する協定の締結を図るなど、共同化の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林GIS等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集及び解析、境界の確認等を進め、効率的な森林施業の推進に努める。

また、収集した森林情報等を活用し、森林施業プランナー等と連携して具体的な森林整備に関する施業プランを作成し、森林所有者等の意見集約に努め、合意形成等の推進に努める。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な森林施業を実施するため、道が策定した「路網・作業システム整備方針」を基に、林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等に考慮した、林道、林業専用道、森林作業道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努める。

- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

路網の整備状況を踏まえ、傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等に応じた、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な間伐等の作業システムの導入を図るとともに、それら作業システムの普及及び定着に努める。

また、高性能林業機械等の導入にあたって、各種情報の提供に努める。

- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

造林、保育コストの低減を図るため、現在、国や道が試験的に実施している、コンテナ苗木の植栽状況やコンテナ苗木生産状況等の情報収集に努め、森林施業プランナー等と連携し、森林所有者や事業実施主体等とコンテナ苗木の活用等について意見集約を図り、合意形成等に努める。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

住宅における地域材の利用や、公共建築物及び公共施設に係る工作物における木材の利用、木質バイオマスの利用の推進等、幅広い取組を通じて間伐材等の利用を促進するため、川上から川下等の関係者集まる会議や協議会等に積極的に参加し、関係者との合意形成や情報の共有化に努める。

- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

町内周辺には製材工場が5箇所、チップ工場が3箇所あり、また、町の中心部70km以内には針葉樹製材工場があり、年間の針葉樹の消費量は合せて11,000万立方メートルになる。

搬出された間伐材等が適切に利用できるよう、林業事業体においては、これらの工場等と木材の需給の調整を行い、間伐材等の利用の促進を図り、安定供給体制の構築に努める。

7 人材の育成・確保等

北海道林業事業体登録制度を活用し、林業就業に意欲を有する者を対象とした技能・技術研修等の活用による新規就業者の確保、路網の整備や高性能林業機械の操作など高度な技術や専門的知識を有する技術者、また、高い生産性・安全性を確保しながら林内作業が実施できる技能者の育成に努めている林業事業体に対して、森林整備等を委託するなどし、人材の育成や確保に努める。